

## 青森県感染症予防計画（改訂案）の概要

青森県感染症予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、国の定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に即して県が定める予防計画であり、本県における感染症の予防のための施策の実施について定めています。

国では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生・まん延に備えるため、令和4年12月に法を改正し、県は、医療措置協定による病床等の確保や、保健所・検査体制の強化等に平時から取り組むこととされました。

こうした法改正の内容を反映し、令和5年5月に国の基本指針が改正されたことや、本県における新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り等を踏まえ、本計画の見直しを行います。

### 1 見直しのポイント

- (1) 法改正等を踏まえ、「新興感染症発生・まん延時における対応」を追加
- (2) その他、国の基本指針の改正に伴う所要の整理

### 2 計画で定める主な事項

- (1) 目的
  - ・感染症の発生の予防とまん延の防止
  - ・感染症患者に対する適切な医療の提供
- (2) 主な取組（新興感染症発生・まん延時における対応）
  - ・医療提供体制の構築（医療措置協定の締結など）
  - ・検査体制の強化（検査措置協定の締結など）
  - ・宿泊療養施設の確保（宿泊施設確保措置協定の締結など）
  - ・保健所体制の強化（感染症発生時における有事体制の構築など）
  - ・感染症患者等の移送体制の整備（関係機関との役割分担など）
  - ・外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備（健康観察の体制確保など）
  - ・県知事による総合調整及び指示の方針（発動場面・要件等の検討など）

### 3 留意事項

- (1) 新興感染症とは、法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症のことを指します。本計画では、まずは新型コロナウイルス感染症（5類移行前）での対応を念頭に取り組むこととしています。
- (2) 本計画は、医療法に基づき都道府県が策定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が策定する行動計画それぞれと整合性を図る必要があります。
- (3) また、本計画は今後、青森県感染症対策連携協議会で引き続き議論する内容や、国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府行動計画の見直し等も踏まえて、適宜見直しを図っていく予定です。